

北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付要領

平成 30 年 7 月 13 日

(部 長 決 裁)

(趣旨)

第 1 条 北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付要綱（平成 30 年 4 月 1 日北本市告示第 78 号。以下、要綱という）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市税等)

第 2 条 要綱第 3 条第 1 項第 2 号で定める市税等とは、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市税
- (2) 介護保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料

(市税等の滞納)

第 3 条 要綱第 3 条第 1 項第 2 号で定める補助対象者に市税等の滞納がないことは、納税課に照会をして確認するものとする。

2 前項の市税等の完納確認の時期は納税課に照会をする月の前々月の月末時点とする。

3 納税課の照会は、市税等の完納確認について（依頼）（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて依頼するものとする。

- (1) 要綱第 6 条で定める様式第 1 号の交付申請書の写し
- (2) 補助対象資格確認同意書（様式第 2 号）の写し

(補助対象住宅)

第 4 条 要綱第 4 条第 1 項第 2 号で定める建築確認を受けていることは、申請者から建築確認済証の写しの提出のほか、建築計画概要書により確認するものとする。

2 前項の建築確認済証の写しが申請者から提出がない場合は、建築計画概要書で確認するものとする。

3 建築計画概要書は補助対象建物の建築確認について（依頼）（様式

第3号)により建築開発課に依頼し、その写しの交付を受けるものとする。

- 4 補助対象住宅の建物所有権が複数の者で共有されている場合は、申請者から建物所有権者の共有者の同意書(様式第4号)に申請者以外の建物所有権者の印鑑証明書を添えて提出させ、本申請について異議がないことを確認するものとする。

(市内事業者)

第5条 要綱別表備考1(1)の市内事業者とは、補助対象住宅を建築した工事施工者の所在地が北本市内であることとする。

- 2 新築建売住宅等で不動産売買契約書に工事施工者の記載がない場合は、建築計画概要書の施工者の欄で確認するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年7月13日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

総務部納税課長 様

都市整備部都市計画課長

市税等の完納確認について（依頼）

標記の件について、北本市多世代同居・近居住宅取得補助金の交付決定に伴い、北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付要綱第3条第1項第2号の補助対象者要件を確認したく、下記の交付申請者について、年 月 日現在の市税等の完納の有無について 月 日までに確認をお願いします。

なお、交付申請書と補助対象資格確認同意書の写しを添付いたします。

記

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日 年 月 日
- 4 性 別

※市税等の完納については市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の有無についてご回答をお願いします。

※未納がある場合は税目についてもご回答をお願いします。

都市計画課住宅担当
内線：

様式第2号（第3条関係）

補助対象資格確認同意書

年 月 日

（宛先）北本市長

申請者

住所 _____

氏名 _____ ⑩

（住所、氏名は自署してください）

私は、北本市多世代同居・近居住宅取得補助金の交付申請に当たって、市が私の市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付状況について確認することに同意します。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

建築開発課長 様

都市計画課長

補助対象建物の建築確認について（依頼）

標記の件について、北本市多世代同居・近居住宅取得補助金の交付決定に伴い、北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付要綱第4条第1項第2号の補助対象建物の要件を確認するため、下記の補助対象建物の建築計画概要書一式の写しを 月 日までに交付をお願いします。

記

建築場所 北本市

建物所有者

都市計画課住宅担当
内線：

